

ベストケア柏崎居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 要介護状態にある高齢者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 (1)事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

(2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

(3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

(4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(5) 事業所を他の事業から独立して位置づけ、人事・会計・物品等の管理を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

(1) 名称 ベストケア柏崎居宅介護支援事業所

(2) 所在地 柏崎市半田2-5-11パキラ半田B

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務職員1名、管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 時間外、休日については利用者の希望に応じて対応を協議する。

(居宅介護支援の提供方法と利用料について)

第6条 (1) 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める報酬の告示上の額とする。

(2) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

(3) 使用する課題分析票の種類 MDS-HC

(4) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内、利用者自宅等または、サービス事業所。

(5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(6) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柏崎市、刈羽村、長岡市、十日町市、出雲崎町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社新日本ベストケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理等)

第10条 (1) 利用者及び家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとし、内容等を記録するものとする。

(2) 介護保険法の規定により市町村や国民保険連合会が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は適切な改善を行うものとする。

(記録の保存)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間は保存しなければならない。

(1) 居宅サービス計画

(2) アセスメントの結果記録

(3) サービス担当者会議等の記録

(4) モニタリングの結果記録

(5) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(6) 苦情の内容等に関する記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(8)従業者、設備、備品及び会計に関する記録

(連絡体制等)

第 1 2 条

全利用者に24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 1 3 条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。

(4)上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

附 則

この規程は、令和1年7月1日から施行する。

令和1年7月24日付、第7条に長岡市、十日町市を追加。

令和6年2月5日付、第13条に虐待の防止のための措置に関する事項を追加

公式ウェブサイト<https://new-bc.com>に高齢者虐待防止のための指針を公開。

令和6年3月5日付、第3条所在地が柏崎市半田2-5-11パキラ半田Aに変更

令和6年6月1日付、通常の事業の実施地域に出雲崎町を追加。

令和7年12月16日付、第3条所在地が柏崎市半田2-5-11パキラ半田Bに変更

令和8年6月13日付、第12条を修正